

# 運 賠 安心デリバリー

運送業者貨物賠償責任保険



「信頼」を運ぶみなさまへ「安心」をお届けします

# 運賠 安心デリバリーは、

(運送業者貨物賠償責任保険)

大切な「貨物」と「信頼」を守るために、  
さまざまな損害を手厚く補償します。

## 自在に選べる3つの安心

### 安心 1

お客さまにとって最適の  
引受方式を選択できます。

すべての物流を対象とすることも、車両単位で一部の物流を対象とすることもできます。  
お客さまのニーズにあわせて引受方式をご選択ください。

### 安心 2

貨物にあわせて免責金額と  
支払限度額を柔軟に設定できます。

貨物の価額や輸送実態はさまざまです。  
お客さまのニーズにあわせて必要な支払限度額と免責金額を柔軟に設定することができます。

### 安心 3

特約をセットすることによって  
さまざまな損害にも対応できます。

「受損貨物の取片付け費用」や「検査費用」、「継搬費用」等  
貨物に生じた損害以外にも、さまざまな費用を補償できる特約をご用意しました。

※この保険は、営業免許等を有する運送業者の皆さまを対象としています。

# 運賠 安心デリバリーは、

(運送業者貨物賠償責任保険)

## 運送業務中に、貨物に生じた損害に対する 損害賠償責任を補償する保険です。

このような  
ときに

このような  
損害を補償します



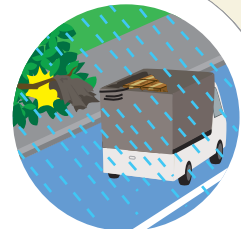
輸送中



保管中★



破損



水濡れ



車上仮置中



梱包・開梱作業中★



盗難



火災・爆発



積み込み・荷卸し中



タグ貼り等の流通加工中★



輸送用具の衝突



輸送用具の転覆・横転

★ 印のものは、引受方式が「売上高包括方式」「車両特定方式(包括方式)」の場合のみ仮置中として補償します。ただし仮置場所ごとに到着後1か月の日数制限があります。1か月を超える保管が発生する場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※一部、対象とならない貨物や、条件が制限される貨物があります。詳しくは本パンフレット6ページをご覧ください。

# 自在に選べる3つの安心で、 お客さまのニーズにお応えします。

引受方式の選択

支払限度額と免責金額の選択

オプション特約の選択

安心

## 1 お客さまの 希望される引受方式を お選びください。



車両入替の通知不要  
確定精算なし

※「車両積載重量」「荷主または元請運送業者」ごとに複数パターンを設定することも可能です  
(設定パターンごとの売上高の内訳が確認できる場合に限り。)

引受方式の選択

支払限度額と免責金額の選択

オプション特約の選択

安心

## 2 お客さまのニーズにあわせて 支払限度額と 免責金額を設定してください。

支払限度額

100万円~5,000万円

免責金額

1万円~100万円

安心

# 3 万一に備えて、 さまざまな補償を追加する ことができます。



## 残存物(\*) 取片付け 費用

事故後、受損貨物の処理にと  
も必要となる残存物取片付  
け費用、廃棄費用を補償します。

1事故につき「貨物損害に対する保  
険金の10%」または「200万円」の  
うちいずれか低い金額までを限度に実  
費を補償します。



## 検査費用(\*)

事故後、貨物の損傷の有無を  
確認するために必要な検査費  
用、仕分費用、再梱包費用を補  
償します。

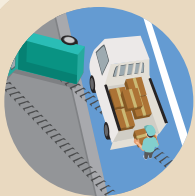
1事故につき100万円を限度に  
実費を補償します。



## 特定危険(\*) に関する 特約

貨物の輸送中に火災、爆発、輸送  
用具の衝突等が発生した場合、設  
定した輸送中支払限度額の5倍  
を限度に保険金をお支払いします。

5,000万円限度  
(下請運送人がおこした損害は  
対象外です。)



## 継搬費用(\*)

貨物の輸送中に火災、爆発、  
輸送用具の衝突等が発生し、  
貨物を積み替えて輸送する  
ときに必要な荷卸費用、一時的  
な保管費用、再積込費用、代車  
費用を補償します。

1事故につき100万円を限度に  
実費を補償します。



## 第三者(\*) 賠償責任

荷役作業中に、通行人にケガを  
させてしまった場合や、台車等  
で壁に傷をつけてしまった場  
合等の第三者に対する賠償責任  
を補償します。

対人・対物、保険契約期間中通算  
で1,000万円まで補償します。  
※運賃通知方式および車両特定方式(一部  
車両付保)のご契約にはセットできません。

(\*)これらの特約は  
ご選択いただいた  
場合のみ適用  
されます  
(自動セットでは  
ありません。)

## 保険料について

「ご質問シート」に  
お答えください。  
お客さまのニーズに応じたお見積書をご案内します。

保険料算出のための「ご質問シート」をご用意しております。質問にそって、貴社のニーズ、  
必要な支払限度額、必要な情報(売上高、車両台数等)をお答えください。質問のお答えに応  
じて、具体的なお見積書をご案内させていただきます。

# 保険金をお支払いする主な場合／お支払いしない主な場合

保険金をお支払いする主な場合

## 【受託貨物の損害】

受託した貨物に生じた偶然な事故による損害に対して保険金をお支払いします。  
(保険金をお支払いする損害の例)



輸送用具の衝突



輸送用具の転覆・横転



火災・爆発



水濡れ



盗難



破損

(お支払いする保険金および費用)

- 法律または運送契約に基づき、荷主に対して支払う損害賠償金
- 損害の拡大防止のため支出され、かつ当社が承認した費用
- 裁判費用・弁護士費用等あらかじめ当社の同意を得て支出する争訟費用

## 【第三者賠償責任】…第三者賠償責任担保特約がセットされた場合

(保険金をお支払いする損害の例)



荷役作業中に、通行人にケガをさせてしまった場合や、  
台車等で壁に傷をつけてしまった場合 等

第三者賠償責任

(お支払いする保険金および費用)

- 被害者に支払う損害賠償金(財物事故にかかわる弁済金、人身事故にかかわる治療費等)
- 裁判費用・弁護士費用等あらかじめ当社の同意を得て支出する争訟費用
- 応急手当の費用

保険金をお支払いしない主な場合

## 【受託貨物の損害・第三者賠償責任共通】

- 保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
- 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- 戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
- 地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- 地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害  
(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、  
保険金のお支払いの可否を判断します。)
- 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害

## 【受託貨物の損害のみ適用】

- 貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害
- 運送の遅延による損害、違約金・逸失利益等の間接損害
- 荷造りの不完全による損害
- 警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
- 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
- 積載物の重量、積載方法等につき法令を違反したことにより生じた損害
- 法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

## 【第三者賠償責任のみ適用】

- 被保険者の使用人、下請負人等が業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 自動車事故(一時的に借用したフォークリフトによる賠償事故を除きます。)による賠償責任
- 損害賠償に関し、他人との間に結んだ特別な約定によって加重された賠償責任

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

## 除外貨物（補償対象外となる貨物） および条件制限貨物（補償内容が以下の損害に制限される貨物）

### 除外貨物（補償対象外となる貨物）

以下の貨物は保険の対象には含まれません。

- クレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラー・掘削用および杭打ち用自動車等、土木・建設用等の作業用特殊自動車（農耕用作業車、フォークリフトを除きます。）
- 次のうち1点10万円を超えるもの  
宝玉石、宝飾品（時計、アクセサリ類を含みます。）、  
貴金属製品、美術品および骨董品
- 貨紙幣類・有価証券・新株券
- 金・銀・白金の地金



以下の貨物は補償の範囲が制限（縮小）されます。

貨物	補償の内容
青果物、生鮮食料品、 保冷・保温・冷蔵・冷凍貨物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、爆発もしくは輸送用具<sup>(注1)</sup>の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。</li> <li>・盗難、各荷造りごとの紛失による損害を補償します。</li> <li>・輸送用具への積込みまたは荷卸し中に生じた破損、まがり損およびへこみ損を補償します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車<sup>(注2)</sup></li> <li>●コンテナ自体および通い箱・パレット等の繰り返し使用される輸送容器類</li> <li>●植木・苗・生花その他の植物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、爆発もしくは輸送用具<sup>(注1)</sup>の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。</li> <li>・盗難、各荷造りごとの紛失による損害を補償します。</li> </ul>
ばら積み貨物 <sup>(注3)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、爆発もしくは輸送用具<sup>(注1)</sup>の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。</li> <li>・輸送用具<sup>(注1)</sup>ごとの盗難による損害を補償します。</li> </ul>
生動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、爆発もしくは輸送用具<sup>(注1)</sup>の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた1頭ごとの死亡による損害を補償します。</li> </ul>
野積み中の貨物 <sup>(注4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、爆発による損害を補償します。</li> </ul>
引越荷物・個人の家財	<p>【保険の対象から除外していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1点50万円を限度にオールリスク条件に従い補償します。</li> </ul>

(注1) 輸送用具には、カーフェリーを含み、フォークリフト等の荷役機器は含みません。

(注2) 自動二輪車・原動機付き自転車・農耕用作業車・フォークリフトを含み、除外貨物である土木・建設用等の作業用特殊自動車を除きます。

(注3) 液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状等の形状で重量または容積により取引が行われる貨物で、梱包せずに輸送用具にそのまま積載される貨物をいいます。

(注4) 建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物、基礎のない仮設テント倉庫での保管中は、野積みとみなします。  
ただし「輸送中」の仮置きは野積みとはみなしません。また、トラックターミナルや物流センター等の建築物、または金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナでの保管中は野積みとはみなしません。

### 条件制限貨物（補償内容が右表の損害に制限される貨物）

## ご契約時にご注意いただきたいこと

### 1. 保険契約者についてご確認ください

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。

### 2. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

#### (1) 商品の仕組み

運賠 安心デリバリー（運送業者貨物賠償責任保険）は、保険契約期間を1年間とする運送保険です。日本国内において運送を受託した貨物に生じた損害について、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### (2) 補償内容

- ① 保険金をお支払いする主な場合  
「保険金をお支払いする主な場合」（2ページおよび5ページ）をご確認ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合  
「保険金をお支払いしない主な場合」（5ページ）をご確認ください。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約（基本セット特約）と、ご契約時にお申出があり、当社が承認する場合にセットされる特約（オプション特約）があります。主なオプション特約については、「安心3 オプション特約の選択」（4ページ）をご確認ください。引受方式によってはセットできない特約もございます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

#### (4) 保険の対象

お客さま（被保険者）が運送を受託した貨物が保険の対象となります。この保険の対象とならない貨物（除外貨物）および補償内容が制限される貨物（条件制限貨物）については6ページをご確認ください。

#### (5) 保険契約期間

保険契約期間は1年間です。

#### (6) 引受条件

ご契約の際は以下の項目を取決めさせていただきます。  
① 引受方式（売上高包括方式、車両特定方式、運賃通知方式）  
② 支払限度額（1事故、仮置中等）、免責金額  
③ 対象とする車両の登録番号（車両特定方式の場合）  
④ 保険料のお支払方法  
保険条件、セットする特約等お客さまのニーズにあわせて個別にオーダーメイドにて設定させていただきます。

ご契約いただく引受条件については、保険申込書にてご確認ください。

#### (7) 保険料

保険料は、お客さま（被保険者）の売上高、ご契約いただく車両の台数または運賃収入額等のほか、前記(6)の引受条件によって決まります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

#### (8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額払込む一時払と、複数回に分けて払込む分割払があります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります（分割払いは1証券あたりの年間保険料が20万円以上の契約が対象です）。  
保険料を分割してお支払いいただく場合は、第2回目以降の各分割保険料を所定の支払期日までにお支払いください。お支払いがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただくことがあります。  
一時払保険料または第1回分割保険料を口座振替でお支払いいただく場合は、これらの保険料は保険契約期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には保険金をお支払いできない場合があります。

#### (9) 満期返れい金・契約者配当金

運賠 安心デリバリー（運送業者貨物賠償責任保険）については、満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### (10) 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

### 3. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者および被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります）。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と違っている場合、または、事実を記載しなかつた場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

### 1. 万一の事故のときのお手続きについて

#### (1) 万一事故にあわれたら

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または当社までご連絡ください。損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず当社に連絡し当社の同意を得てください。当社の同意がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

#### (2) 保険金のご請求からお受取りいただくまで

事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続き（保険金請求手続き）が必要となります。万一の事故の際は、当社より詳しくご説明いたします。

### 2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

#### (1) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）

ご契約後、次の事実が発生する場合にはあらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。  
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります

ので、十分ご注意ください。また、保険料を追加で請求もしくは返還させていただく場合もあります。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

貨物（保険の対象）の変更 貨物（保険の対象）を変更するとき（運賃通知方式のみ）。

#### (2) 他にご連絡いただくべき主な事項（契約条件の変更他）

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要になりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ただし、②の契約条件を変更する場合にはあらかじめご通知いただき当社の承認を得る必要があります。

① 保険契約者の代表者名・住所・電話番号等の変更	保険契約者の代表者名・住所・電話番号等を変更するとき。
② 契約条件の変更	特約の追加・削除、車両の増減車 <sup>(※)</sup> 、支払限度額、保管場所の追加・削除等の契約条件を変更するとき。

(※) 車両特定方式の場合（全車両一括付保特約をセットした契約）については、1か月ごとに取りまとめ翌月通知することが可能です。

#### (3) ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

## その他ご注意ください

### < 保険会社破綻時等の取扱い >

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### < 共同保険について >

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

- ご契約に関する個人情報、当社個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）に基づき取扱います。詳細は当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約書に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。従って、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、運賠 安心デリバリー（運送業者貨物賠償責任保険）の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款・特約条項（このパンフレットでは、特別約款・特約条項を特約と記載しています。）によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特別約款・特約条項等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

### 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

## 三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

お客さまデスク 0120-632-277 (無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com